

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																								
東京法律公務員専門学校	平成2年2月1日	富田 修次	〒130-0012 東京都墨田区太平1-9-8 (電話) 03-3624-5443																								
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																								
学校法人立志舎	平成10年10月30日	塚原 一功	〒130-8565 東京都墨田区錦糸1-2-1 (電話) 03-3624-5441																								
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																							
文化・教養	法律専門課程	法律学科	—	平成17年文部科学省 告示第170号																							
学科の目的	学校教育法に定める専修学校制度の趣旨に則り、法律及び文化教養に関する正しい知識と確かな技能を授け、もって職業や実生活に必要な能力を養成し教養を向上させることを目的とする。特に本学科では、将来の司法試験合格を目指し、法科大学院への進学を目的とする。法律の深い理解はもちろんのこと、幅広い教養を身につけ、社会的な常識を備えた法律家になれるような人材の育成を目指す。																										
認定年月日	平成31年3月5日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
4年	昼間	3,560時間	2,740時間	2,780時間	—	—	—																				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																						
160人	65人	1人	7人	0人	7人																						
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日		成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 成績評価は秀・優・良・可・不可の5つに分け、不可を不合格とする。成績評価は、期末試験、授業期間中に実施するテスト、出席などを総合して判断する。																						
長期休み	■学年始: 4月1日 ■夏季: 7月16日～8月31日 ■冬季: 12月16日～1月6日 ■春季: 3月16日～4月1日 ■学年末: 3月31日		卒業・進級条件		成績評価において合格した科目の授業時間数の合計が規定の授業時間数に達すること。なお、教育課程に定められた必修科目についてはすべて取得することを要します。																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 電話での対応、保護者との綿密な連絡等		課外活動		■課外活動の種類 ゼミ旅行、球技大会、体育祭、学園祭、スノーボード&スキーツアー、硬式野球選手権大会、合格祝賀会、学内就職セミナー、就職出陣式 ■サークル活動: 有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和3年度卒業生に関する令和4年6月1日時点の情報)																						
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(令和3年度卒業生) 主な進路: 上智大学法科大学院、駒澤大学法科大学院 主な就職先: ■就職指導内容 ・業界研究・業種研究・自己分析・面接指導・就職出陣式 ・新入生就職セミナー・就職模試・学内就職セミナー ・進路決定のための就職、公務員ガイダンス・就職出陣式 ■卒業生数: 8人 ■就職希望者数: 2人 ■就職者数: 2人 ■就職率: 100% ■卒業者に占める就職者の割合: 25% ■その他 ・進学者数: 4人 ・法科大学院に進学し司法試験合格を目指す学科ゆえ、多くの学生が進学希望である。 (令和3年度卒業生に関する 令和4年5月1日時点の情報)		主な学修成果 (資格・検定等) ※3		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法学検定ベーシックコース</td> <td>③</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>法学検定スタンダードコース</td> <td>③</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 ・TOEIC受験。 ・放送大学卒業資格取得。			資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	法学検定ベーシックコース	③	8人	8人	法学検定スタンダードコース	③	8人	8人								
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																								
法学検定ベーシックコース	③	8人	8人																								
法学検定スタンダードコース	③	8人	8人																								
中途退学の現状	■中途退学者 0名 令和3年4月1日時点において、在学者55名(令和3年4月1日入学者を含む) 令和4年3月31日時点において、在学者55名(令和4年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 ■中退防止・中退者支援のための取組 学生相談室の設置、郵送による保護者あての出席状況報告、個人面談、保護者との電話連絡など		■中退率 0%																								
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 <学校独自の奨学金> ・特別奨学生試験制度 <学校独自の特待生制度> ・資格や経歴による特待生制度 ・スポーツ特待生制度 <授業料等減免制度> ・高等教育の修学支援新制度 ・東日本大震災・熊本地震による学費減免制度 <その他の学費支援制度> ・学費延納制度 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																										
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																										
当該学科のホームページURL	URL: https://www.tokyo-horitsu.ac.jp/																										

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度中に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他定期的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

官公庁・業界団体等との連携により、必要となる最新の知識・技術・技能を反映するため、官公庁・業界団体等からの意見を十分に活かし、カリキュラムの改善等の教育課程の編成を定期的に行う。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

1. 教育課程編成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野について各校ごとに設置する。教育課程編成委員会は、業界関係者、有識者および学園職員で構成する。
2. カリキュラム作成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野ごとに設置する。カリキュラム作成委員会は関連する学校・関連する学科ごとの責任者全員で構成する。
3. カリキュラム作成委員会において教育課程を作成する。
4. カリキュラム作成委員会において作成した教育課程を教育課程編成委員会全体会および各学校・各学科ごとの分科会において検討を行う。
5. 教育課程編成委員会は、カリキュラム改善への意見をカリキュラム作成委員会に提言する。
6. カリキュラム作成委員会は、その意見を組織としてカリキュラムの改善を検討吟味し決定する。
7. カリキュラム作成委員会は、教育課程編成委員会の意見を十分に生かし、カリキュラム改善等の教育課程の作成を定期的に行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年2月2日現在

名前	所属	任期	種別
奥野 滋	第二東京弁護士会 財務委員 弁護士	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	①
桑 誠一郎	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 墨田区支部 地域貢献委員会 副委員長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	①
江越 洋	防衛省 自衛隊 東京地方協力本部 城東地区隊 江東出張所 所長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
石坂 浩	石坂綜合法律事務所 弁護士	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
都筑 拓哉	八千代市役所 総務課 主事	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
前原 廉	内閣府 賞勲局 審査官付審査第二係	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
野地 将人	優幸不動産株式会社 代表取締役	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	③
富田 修次	学校法人立志舎 東京法律専門学校 校長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
渡邊 悟史	学校法人立志舎 東京法律専門学校 法律学科(4年制) 教務部課長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
伊藤 清史	学校法人立志舎 東京法律専門学校 法律学科(2年制) 教務部課長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
舘野 洋一	学校法人立志舎 東京法律専門学校 法律ビジネス学科 教務部課長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	
三ツ木 健一	学校法人立志舎 東京法律専門学校 法律社会学科 教務部課長	令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、1月)

(開催日時(実績))

第17回 令和3年9月28日 10:03～11:49(うち学園全体会34分、東京法律専門学校 法律学科(4年制)分科会10分)

第18回 令和4年2月1日 10:06～11:41(うち学園全体会6分、東京法律専門学校 法律学科(4年制)分科会35分)

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

- ① 最近ではメールや電話による問い合わせが多いため、メールや電話対応のスキルを学べる授業を取り入れていく。
- ② 従来通りの対面授業だけでなく、社会状況に合わせてオンライン(zoom)での授業も取り入れていく。
- ③ せっかく公務員になることができて数年で退職してしまう人もいますので、社会人になるにあたっての心構えのような授業を取り入れていく。
- ④ 入職後のモチベーション維持のため、5年後・10年後の自分を考えさせる授業を今年も取り入れていく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

将来の法律家を養成するための実践的な授業内容の改善・工夫のために、演習における課題設定等を行うにあたり、教育内容に関連する情報等の提供等の協力が得られる官公庁・企業等を選定している。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

本学教員と官公庁等の講師が、授業に関する知識の修得状況、受講態度等の評価項目を設定し、評価を行うことを事前に打ち合わせる。

授業の前提として、本学教員が基礎知識を修得させる授業を行う。

学生の知識をより実践的なものにするために、具体例を踏まえて授業をしてもらう。

授業終了後、質疑応答、理解度確認テストを行い、レポート提出を課し、それらを基に成績評価・単位認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
職業実務ⅠA	3つの異なる業種の講師に来ていただき、ただ単に説明していただくのではなく、より理解を深めるため実践的な授業を行う。 税関の役割と仕事内容について理解し、禁制品取締りの実態・偽ブランド品を購入することの社会的影響などについて学ぶ。東京税関は外国との窓口なので、特に外国人との対応についての授業を行う。 警察官の仕事内容や実践的な鑑識の仕方、また警察官になるにあたっての心構えなど、社会人として仕事をするために必要な能力についての授業を行う。訪日外国人による犯罪についても授業していただくことで、外国人への対応・接し方を学習する。 労働法についての基礎的ルールを理解し、具体例を交えて労働問題の実態・解決策を修得する。特に外国人労働者、障害者雇用についても授業を行う。 それぞれについて授業に関する知識の修得状況、授業時の態度等の評価項目を設定し、評価を行う。	東京税関・ 千葉県警警察本部・ 東京労働局
職業実務ⅠB	気遣い・気働きを通じた社会人としてのスキルを習得する実践的な授業を行い、社会人になるにあたっての心構えについても学習する。また、クレーム対応についても実践的な授業を行う。授業に関する知識の修得状況、授業時の態度等の評価項目を設定し、評価を行う。	株式会社ジェイコミュニケーション アカデミー
職業実務ⅠF	法令遵守のみならず、社会的ニーズへの対応の仕方を、実例を踏まえて修得する。特にクレームの発生原因と対処方法について具体的に講義してもらう。授業に関する知識の修得状況、授業時の態度等の評価項目を設定し、評価を行う。	株式会社コンプライアンス ・コミュニケーションズ
職業実務ⅡB	学生の机上の学問では気づきにくい法律の実際の運用および社会生活における気遣いについて、具体例を通して実践的に学び、社会に出て活躍できる人材を育成する。授業に関する知識の修得状況、授業時の態度等の評価項目を設定し、評価を行う。	司法書士法人I'II 代表司法書士 田口 由洋
職業実務ⅡD	障害者との接し方、特に障害者差別解消法における「合理的配慮」の具体例について、実務に基づいた講義をしてもらう。授業に関する知識の修得状況、授業時の態度等の評価項目を設定し、評価を行う。	石坂綜合法律事務所 弁護士・社会福祉士 石坂 浩

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

「学校法人立志舎 教員研修規定」において、以下の様に定めている。

- 1 研修は、教員に必要な専攻分野における実務に関する知識、技術および技能並びに、指導力の修得・向上を目的として行う。
- 2 研修は教員に対して行い、個々の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務等に応じて実施しなければならない。
- 3 学園は、教員の研修計画を策定・実施し、教員に研修を受講する機会を与えなければならない。
- 4 学園が必要と認める場合は、他の企業等の関係機関と連携し研修を行うことができる。
- 5 教員は、学園が定めた教員研修計画に従い、研修目的を達成するため研修を受講しなければならない。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「現代における権力分立と権力のコントロール」(連携企業等: 日本公法学会)

期間: 令和3年10月10日(日) 対象: 法律学科の教員

内容: 授業科目である「憲法」に係る授業の講義能力向上のため、憲法ならびに行政法の視点から権力分立について理解を深めることを目的として、日本公法学会と連携し、研究会に本学科専任教員の代表者を参加させ、後日、本学科常勤教員全員を対象とした勉強会を行い、憲法・行政法のそれぞれの視点からみる権力分立に関する知識を習得した。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「人権研修」(連携企業等: 公益財団法人 東京都人権啓発センター)

期間: 令和3年12月16日(木) 対象: 法律学科の教員

内容: 学生に対してハラスメントや体罰、差別的対応がないような指導の仕方を学び、また、学生間でいじめ問題が生じた場合の対処方法など、人権意識を高めることにより指導力を向上をはかった。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「行政立法の意義と限界」(連携企業等: 比較憲法学会)

期間: 令和4年10月 対象: 法律学科の教員

内容: 授業科目である「憲法」ならびに「行政法」に係る授業の講義能力向上のため、行政立法について理解を深めることを目的として、比較憲法学会と連携し、研究会に参加する予定である。本学科専任教員の代表者を参加させ、後日、本学科常勤教員全員を対象とした勉強会を行い、行政立法に関する知識を習得する予定である。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「人権研修」(連携企業等: 公益財団法人 東京都人権啓発センター)

期間: 令和4年12月 対象: 法律学科の教員

内容: 学生に対してハラスメントや体罰、差別的対応がないような指導の仕方を学び、また、学生間でいじめ問題が生じた場合の対処方法など、人権意識を高めることにより指導力を向上させるための研修に参加する予定である。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校運営に関し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画が適切であるか検証するため学校関係者評価委員会を設置する。学校関係者評価委員会は原則として年1回開催する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・理念、目的、育成人材像は定められているか ・学校における職業教育の特色は何か ・理念、目的、育成人材像、特色、将来構想などが学生、保護者等に周知されているか ・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・目的等に沿った運営方針が策定されているか ・運営組織や意思決定機能は規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ・人事、給与に関する制度は整備されているか ・教務、財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか ・教育活動に関する情報公開が適切になされているか ・情報システム化等による業務の効率化が図られているか

(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか ・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか ・キャリア教育、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか ・授業評価の実施・評価体制はあるか ・成績評価・単位認定の基準は明確になっているか ・資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ・人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ・職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率の向上が図られているか ・資格取得率の向上が図られているか ・退学率の低減が図られているか
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか ・課外活動に対する支援体制は整備されているか ・学生の生活環境への支援は行われているか ・保護者と適切に連携しているか ・高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業訓練の取組が行われているか
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集活動は、適正に行われているか ・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ・学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ・財務について会計監査が適正に行われているか ・財務情報公開の体制整備はできているか
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、専修学校設置基準の遵守と適正な運営がなされているか ・個人情報に関しその保護のための対策がとられているか ・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか ・自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ・地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等)の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	評価していない

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校運営に関し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画を検証するために、学校関係者評価委員会を開催し企業等の役員、職員の方から指摘を受けた点について次の改善をしてきた。

① ゼミ学習の活用により、コロナ禍という状況の中で、高い実績をあげられていることは素晴らしいことだと考えるとの意見をいただいたので、今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を十分に講じながらゼミ学習を活発に行っていく。

② 「教職員支援機構」の研修会でアクティブラーニングやキャリア教育など貴学にとっても有益と考えられる様々なカリキュラムがあるようなので、興味があれば機構のホームページを確認して検討してみたらよいという意見をいただいたので、研修会の内容を精査して検討し、取り入れられるものについては取り入れていきたい。

③ 経済的側面に対する支援体制がととのっているもので、経済的な理由で進学をあきらめる生徒もいると思われるので、今後も継続して欲しいとの意見をいただいた。また、実績面についてのアピールに加えて、この経済的側面における支援についてもアピールすれば優秀な学生を受け入れることができるのではないかと提言をいただいたので、取り入れていきたい。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和4年5月17日現在

名前	所属	任期	種別
石井 千代枝	社会保険労務士法人 有賀事務所	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	卒業生
井野崎 徹也	立志舎高等学校 教諭	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	高校関係者
星川 大樹	防衛省自衛隊 東京地方協力本部 高円寺募集案内所 所長	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	業界関係者
西山 玲央	株式会社REV. 代表取締役	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	業界関係者
野澤 政伸	榊實法律事務所 弁護士	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	業界関係者
中本 正幸	株式会社新聞ダイジェスト社 代表取締役	令和4年4月1日～令和5年3月31日(1年)	業界関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()

URL:<https://www.tokyo-horitsu.ac.jp/>

公表時期: 令和4年6月24日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

官公庁・企業等の関係者が本学全般について理解を深めるとともに、官公庁、企業等の関係者との連携および協力の推進に資するため、本学の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の教育の特色(ホームページ) 校長名、所在地、連絡先(ホームページ) 学校の沿革(ホームページ)
(2) 各学科等の教育	設置学科・収容定員(ホームページ) 授業方法(ホームページ) カリキュラム(ホームページ) 目標取得資格、目標合格検定(ホームページ) 法科大学院合格実績(ホームページ) 主な就職先(ホームページ)
(3) 教職員	教職員数(ホームページ)
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職支援等への取組支援(ホームページ)
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況(ホームページ) 課外活動(ホームページ)
(6) 学生の生活支援	学生相談室、就職相談室(ホームページ)
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金の扱い(ホームページ) 活用できる経済的支援措置の内容等(ホームページ)
(8) 学校の財務	事業の概要、財産目録、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表(ホームページ)
(9) 学校評価	自己点検評価報告書(ホームページ) 学校関係者評価報告書(ホームページ)
(10) 国際連携の状況	なし
(11) その他	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()

URL:<https://www.tokyo-horitsu.ac.jp/>

授業科目等の概要

(法律専門課程 法律学科) 令和4年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
○			基礎英語	英語を学習するにあたっての基本的な知識を身につける。とくに品詞の種類や時制、文の仕組みについて、日本語の文法と対比しつつ理解を深める。また、今後発展的な英語学習を行う上での下地作りになるような内容を予定している。	1前	40	2	○			○		○		
	○		現代論理学 I	書物や会話のなかで非形式的に現れている推論の吟味からスタートし、無用な技術的問題に煩わされることなく、論理学の主要な諸概念（論証、妥当性、真理など）の理解を目指す。	1前	40	2	○			○		○		
	○		自然科学 I	数学の基本概念や原理・法則の理解および事象を数学的に考察し、処理する能力を高めることを目指す。	1前	40	2	○			○		○		
	○		自然科学演習 I	数学・物理・化学・生物・地学分野の自然科学に関する総合的理解を深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	1前	40	2		○		○		○		
	○		社会科学 I	法学および政治分野について、相互関連性に注目しながら、基本概念についての理解を目指す。	1前	40	2	○			○		○		
	○		人文科学 I	日本の歴史の展開をさまざまな角度から理解し、日本の文化・芸術および思想等の特色についても理解を目指す。	1前	40	2	○			○		○		
	○		ロジカル・シンキング演習	自分の考えの構成を批判的に眺める技術を学ぶ。自分の作成した文書構成が、本当に自分の考えをわかりやすく伝えるように構成されているかをチェックする演習を通し、“厳格な考えのプロセス”の中に自分自身を置くことで論理の重要性について深く考察する。	1前	40	2		○		○		○		
	○		論理学 I	「論理的に正しい」とはどういうことなのだろうか。そしてそれは何と対比された概念なのだろうか。論理学の扉を開ける前に、われわれの目の前に開かれている「論理」について考えてみる。	1前	40	2	○			○		○		
	○		論理学演習 I	ある程度のまとまりの議論を、とくに接続関係と指示関係に注意しながら分析するトレーニングを行う。	1前	40	2		○		○		○		

○		職業実務ⅠB	気遣い・気働きを通じた社会人としてのスキルを習得する実践的な授業を行い、社会人になるにあたっての心構えとともに社会人としてのスキル習得することを目標とする。	1後	20	1		○	○	○	○
○		職業実務ⅠF	法令遵守のみならず、社会的ニーズへの対応の仕方を、実例を踏まえて修得する。特にクレームの発生原因と対処方法について具体的に授業する。近い将来、学生たちが社会で活躍する上で、基本的なコンプライアンス意識が醸成されたレベルを兼ね備えて送り出せるようにしたい。	1後	20	1		○	○	○	○
○		職業実務ⅡB	学生の机上の学問では気づきにくい法律の実際の運用および社会生活における気遣いについて、具体例を通して実践的に学び、社会に出て活躍できる人材を育成する。将来的に、社会人としてバランス感覚を持った人材の育成を目指していく。気遣い・気働きを通じた社会人としてのスキルを習得する実践的な授業を行い、社会人になるにあたっての心構えとともに社会人としてのスキル習得することを目標とする。また、クレーム対応のスキルも学んでいく。	2後	20	1		○	○	○	○
○		職業実務ⅡD	障害者の現状を把握した上で、ノーマライゼーションやインクルージョンといった適切な障害者福祉のあり方を理解することを目標とする。障害者の現状や実態を示しながら、障害者差別解消法における「合理的配慮」の具体例について、実務に基づいた授業を行う。今後ますます重要になってくる成年後見制度について、実際の事例を基にして、制度の基礎知識や手続、問題点や対処法を実践的に学ぶ。	2後	20	1		○	○		○
○		職業実務ⅠC	警察官の仕事内容や実践的な鑑識の仕方等について、また警察官になるにあたっての心構え等、社会人として仕事をするために必要な能力について学ぶ。	8	20	1		○	○	○	○
○		職業実務ⅡA	将来的に公務員として働く上で必要になってくる公文書の作成ルールを授業する。その上で、仮定の文書を使っての添削や実際にコンピュータを使用し文書の作成をする。基本的な公文書のルールを少しでも理解し、社会に出たときに即戦力になるような人材として送り出せるようにしたい。	2	20	1		○	○	○	○
○		職業実務ⅡC	社会保険、年金や税金については社会人として知っておかなければならない事柄であるが、学生のうちにそれを学ぶ機会はほとんどない。そこで、それぞれの実務に精通した担当講師が、実例に基づいてわかりやすく解説をし、それらの必要性・重要性を理解し、社会に出て困らないような知識を修得する。	2	20	1		○	○	○	○
○		職業実務ⅢA	職業実務ⅢAは、弁護士の仕事について実例を通して学ぶことにより、法科大学院進学および将来の司法試験合格のための、「自分の法曹像」特に弁護士像を築くことを目指す。	3後	20	1		○	○	○	○

○	職業実務Ⅲ B	職業実務Ⅲ Bは、組織内弁護士の仕事について実例を通して学ぶことにより、法科大学院進学および将来の司法試験合格のための、「自分の法曹像」特に組織内弁護士像を築くことを目指す。	3 後	20	1		○	○	○	○
○	職業実務Ⅲ C	職業実務Ⅲ Cは、検察官の仕事について実例を通して学ぶことにより、法科大学院進学および将来の司法試験合格のための、「自分の法曹像」特に検察官像を築くことを目指す。	2 5	20	1		○	○	○	○
○	職業実務Ⅲ D	職業実務Ⅲ Dは、裁判官の仕事について実例を通して学ぶことにより、法科大学院進学および将来の司法試験合格のための、「自分の法曹像」特に裁判官像を築くことを目指す。	3 後	20	1		○	○	○	○
○	職業実務Ⅳ A	職業実務Ⅳは、法律実務経験者が、答案作成に求められる思考力や表現力の基礎づくりを支援し、事例問題演習に対する起案能力の養成を目指す。	4 後	20	1		○	○	○	○
○	職業実務Ⅳ B	職業実務Ⅳは、法律実務経験者が、答案作成に求められる思考力や表現力の基礎づくりを支援し、事例問題演習に対する起案能力の養成を目指す。	4 後	20	1		○	○	○	○
○	職業実務Ⅳ C	職業実務Ⅳは、法律実務経験者が、答案作成に求められる思考力や表現力の基礎づくりを支援し、事例問題演習に対する起案能力の養成を目指す。	4 後	20	1		○	○	○	○
○	職業実務Ⅳ D	職業実務Ⅳは、法律実務経験者が、答案作成に求められる思考力や表現力の基礎づくりを支援し、事例問題演習に対する起案能力の養成を目指す。	4 後	20	1		○	○	○	○
○	憲法 I	日本国憲法の基本構造と第3章「国民の権利及び義務」の分析を中心とする。それぞれの条文に関連する基本的な争点の考察を通して憲法規範の具体的な意味を理解する。	1 前	40	2		○	○	○	
○	憲法 II	日本国憲法の第4章以降の統治機構の分析を中心とする。それぞれの条文に関連する基本的な争点の考察を通して憲法規範の具体的な意味を理解する。	1 前	40	2		○	○	○	
○	民法 I	民法の基本的な理解を前提に、総則・物権に関する、民法第1編、第2編の各条文の意義・要件・効果を整理するとともに、判例および通説的な見解の考察をする。	1 前	40	2		○	○	○	
○	民法 II	債権法に関する民法第3編の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例および通説的な見解の考察をすすめ、よって債権法の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	1 前	40	2		○	○	○	

○	民事法判例基礎 I	「百選」の判例は理解して当然とされる司法試験および法科大学院入試対策のために、ポイントを絞って判例理論の全体像を概観することを目指す。	1 前	80	4	○			○	○								
○	民事法判例基礎 II	「百選」の判例は理解して当然とされる司法試験および法科大学院入試対策のために、ポイントを絞って判例理論の全体像を概観することを目指す。	1 後	80	4	○			○	○								
○	刑事法判例基礎	「百選」の判例は理解して当然とされる司法試験および法科大学院入試対策のために、ポイントを絞って判例理論の全体像を概観することを目指す。	1 後	80	4	○			○	○								
○	法令	法令についての基本的知識を修得し、基礎法学、憲法等の理解を深める。行政書士試験の出題傾向を考慮し、民法・行政法の記述対策も行う。	2 前	40	2	○			○	○								
○	行政法	行政法全般について広く基本的知識を修得し、関係法令の条文、判例、学説を理解する。	2 前	80	4	○			○	○								
○	社会学 I	社会関係における地位と役割、階級と階層、家族、都市と農村、および社会変動等についての理解を目指す。	2 前	40	2	○			○	○								
○	社会政策	我が国で扱われる様々な社会問題に関してどのような政策がなされ、それら諸政策について、どのような評価をすることができるのか。社会学・経済学・政治学・哲学・歴史学等、様々な学問からの分析方法、評価方法について学ぶことを目標とする。	2 前	40	2	○			○	○								
○	商法 I	商法総則を考察対象として、各条文の意義・要件・効果を分析、整理するとともに、解釈によって生起する重要問題についての判例および通説的見解のより深い考察をすすめる、体系的思考の修得を目指す。	2 前	40	2	○			○	○								
○	政治学 I	政治権力、イデオロギーと政治意識、政党と圧力団体および国家概念、政治思想の歴史の変遷と現代政治学の考察および大衆社会の成立、マスメディア、世論、独裁等、政治学の基本的事項の理解を目指す。	2 前	40	2	○			○	○								
○	知的財産権法 I	知的財産権法の中の、特に産業財産権法の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめる、よって知的財産権法の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	2 前	80	4	○			○	○								
○	知的財産権法 II	知的財産権法の中の、特に著作権法を中心にその各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめる、よって知的財産権法の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	2 前	80	4	○			○	○								

○	ビジネス実務	ビジネス実務の遂行に必要な一般的な知識の習得および一般的な業務を行うのに必要な知識・技能の習得を目指す。	2 前	40	2	○			○	○								
○	ビジネスマナー I	ビジネス実務と法律との関わりについて学び、法を遵守しながら、それにとどまらず社会のニーズに応えられるような知識の習得及び業務を行うのに必要な知識・技能の習得を目指す。	2 前	80	4	○			○	○								
○	民法総合演習Ⅱ	民法の修得に向けた総合的な短答演習を行う。民法全体の応用知識の取得を目指し、行政書士試験や司法試験予備試験にもつながるような体系的理解を主眼に置く。	2 前	80	4			○	○	○								
○	会社法Ⅰ	会社法を中心として、司法試験等の短答式問題を解けるようにし、また論文式問題を書けるようにするための基礎知識を修得する。	2 後	40	2	○			○	○								
○	会社法Ⅱ	会社法を中心として、司法試験等の短答式の応用問題を解けるようにし、また論文式の応用問題を書けるようにするための理解を促進する。	2 後	40	2	○			○	○								
○	時事問題研究Ⅰ	新聞や白書に取り上げられている時事問題について、基礎的事項を学び、理解を深める。	2 後	40	2	○			○	○								
○	市民生活と法Ⅰ	裁判傍聴や官公庁の施設見学を通じ、われわれの生活と関連する身近な法律問題について検討する。それぞれ見学の前には、確かな知識をもって臨めるようにする。	2 後	40	2	○			○	○								
○	社会学Ⅱ	社会学の基礎概念、社会構造と社会変動、社会生活の諸領域、大衆社会論、社会学の歴史と理論等の発展的内容の理解を目指す。各種の国家試験・公務員試験等の出題傾向を考慮する。	2 後	40	2	○			○	○								
○	商法Ⅱ	会社法を中心として、商法の各条文の意義・要件・効果を分析・整理するとともに、各条文の解釈において生起する重要問題について、判例及び通説的な見解の考察をすすめる、よって商法の基本的知識および体系的思考の修得を目指す。	2 後	40	2	○			○	○								
○	法学短答演習Ⅱ	法学検定の中級（スタンダード）取得に向けた総合的な短答演習を行う。法学一般、憲法、民法、刑法等の基本的知識の取得を目指し、行政書士試験や司法試験予備試験にもつながるような体系的理解を主眼に置く。	2 後	40	2			○	○	○								
○	民法総合演習Ⅲ	民事法論文演習Ⅰ・Ⅱで学んだ最新の判例及び通説的な見解を基礎として、民法の総合的な問題点について、民法がそれぞれどのような働きをして、実社会の要請に応えているのかを学び、短答式試験解答力及び法的紛争処理方法を論文の形で書き表す力を養うことを目指す。	2 後	80	4			○	○	○								

○	○	○	刑事法論文演習 I	司法試験およびその予備試験に向けた総合的な論文指導を行う。主に刑法総論・各論全体についての深い考察と、体系的な理解が網羅的に定着することを旨とし、論文の「型」の習得を目指す。	3前	40	2		○	○	○							
○	○	○	刑事法論文演習 II	司法試験およびその予備試験に向けた総合的な論文指導を行う。主に刑事訴訟法全体につき手続過程の深い考察と、体系的な理解を目指す。	3前	40	2		○	○	○							
○	○	○	刑事法論文演習 III	司法試験およびその予備試験に向けた総合的な論文演習を行う。刑法および刑事訴訟法がクロスする分野も視野に入れつつ、実体法と手続法の横断的な理解が深化するよう意識する。	3前	40	2		○	○	○							
○	○	○	公法論文演習 I	公法系科目（憲法・行政法）につき、全般にわたる知識を修得し、基礎的な論文を書けるようにする。	3前	40	2		○	○	○							
○	○	○	公法論文演習 II	公法系科目（憲法・行政法）につき、全般にわたる知識を修得し、応用的な論文を書けるようにする。	3前	40	2		○	○	○							
○	○	○	国際関係論	現代の複雑巨大な国際政治・国際問題の輪郭を捉えるために、冷戦後の国家と国家の相互関係に注目して、わが国との関係を中心に分析・考察する。	3前	40	2	○		○	○							
○	○	○	時事問題研究 II	新聞や白書に取り上げられている時事問題について、専門的事項を学び、理解を深める。	3前	40	2	○		○	○							
○	○	○	政治学 II	政治思想の歴史の変遷と現代政治学の考察および大衆社会の成立、マスメディア、世論、独裁等のさまざまな政治に関わる背景を理解する。	3前	40	2	○		○	○							
○	○	○	民事法論文演習 I	民事法の基礎的知識を前提として、民事法上の各種問題点について、最新の判例及び通説的見解を学びつつ、実社会の要請に応える法的紛争処理方法を論文の形で書き表す力を養うことを旨とする。	3前	40	2		○	○	○							
○	○	○	民事法論文演習 II	民事法論文演習 I で学んだ最新の判例及び通説的見解を基礎として、民法・商法・民事訴訟法のそれぞれの応用問題について、最新の判例及び通説的見解を学びつつ、実社会の要請に応える法的紛争処理方法を論文の形で書き表す力を養うことを旨とする。	3前	40	2		○	○	○							
○	○	○	民事法論文演習 III	民事法論文演習 I・II で学んだ最新の判例及び通説的見解を基礎として、民事法の横断的・総合的な問題点について、民事法がそれぞれどのような働きをして、実社会の要請に応えているのかを学び、法的紛争処理方法を論文の形で書き表す力を養うことを旨とする。	3前	40	2		○	○	○							

○	論理的判断演習 I	推論についての理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討する。各種の法科大学院入試問題等の出題傾向を考慮する。	4前	40	2	○	○	○							
○	市民生活と法Ⅲ	法科大学院入試に合格するための「ステートメント」および「口述試験」対策をする。素材は身近な市民生活に絡む紛争を取り上げる。	4後	40	2	○	○	○							
○	長文読解演習Ⅱ	議論の組み立てについての理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討する。各種の法科大学院入試問題等の出題傾向を考慮する。	4後	40	2	○	○	○							
○	文書表現演習Ⅱ	発展的な利益衡量型の事案において、抽出した論点を基に利益衡量し、自己の考え方をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討する。各種の法科大学院入試問題等の出題傾向を考慮する。	4後	40	2	○	○	○							
○	分析的判断演習Ⅱ	論理パズルの応用についての理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討する。法科大学院進学後に要求される論理的な思考力を想定し、実際に法の運用現場で使いこなせる技法を目指す。	4後	40	2	○	○	○							
○	法曹時事研究Ⅱ	法曹三者に関する時事的な問題について、基礎的な事項を踏まえた上で、それぞれの諸問題に学生間で議論を踏まえ、解決法を探り出す手法をとる。	4後	40	2	○	○	○							
○	論理的判断演習Ⅱ	論理構造分析についての理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討する。各種の法科大学院入試問題等の出題傾向を考慮する。	4後	40	2	○	○	○							
○	卒業研究	専門学校での学習の集大成として、就職先の業界研究や官庁研究など各学生がテーマを考え論文を作成する。	4後	80	4	○	○	○							
合計			132科目		5520単位時間(276単位)										

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件…成績評価において合格した科目の授業時間数の合計が3,560時間以上になること 履修方法…コース選択により履修科目が決定する	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	20週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。